

議第 68 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 14 日

近江八幡市長 小西 理

---

専決処分の承認を求めることについて

次の事件については、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成 31（令和元）年度近江八幡市一般会計補正予算（第 9 号）

平成31（令和元）年度近江八幡市一般会計補正予算（第9号）

次のとおり平成31（令和元）年度近江八幡市一般会計補正予算（第9号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年 3 月 3 1 日

近江八幡市長 小 西 理

## 平成31（令和元）年度 近江八幡市一般会計補正予算（第9号）

平成31（令和元）年度近江八幡市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		213,000	16,066	229,066
	1 地方揮発油譲与税	58,000	131	58,131
	2 自動車重量譲与税	152,000	15,411	167,411
	4 森林環境譲与税	3,000	524	3,524
3 利子割交付金		10,000	1,518	11,518
	1 利子割交付金	10,000	1,518	11,518
4 配当割交付金		15,000	35,914	50,914
	1 配当割交付金	15,000	35,914	50,914
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000	24,914	34,914
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	24,914	34,914
6 地方消費税交付金		1,250,000	80,922	1,330,922
	1 地方消費税交付金	1,250,000	80,922	1,330,922
7 自動車取得税交付金		62,206	3,175	65,381
	1 自動車取得税交付金	62,206	3,175	65,381
8 地方特例交付金		247,374	38,439	285,813
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	150,000	38,439	188,439
9 地方交付税		5,232,539	338,135	5,570,674
	1 地方交付税	5,232,539	338,135	5,570,674
17 繰入金		2,393,391	539,083	1,854,308
	2 基金繰入金	2,293,391	539,083	1,754,308
歳入合計		35,086,645	0	35,086,645

(提案理由)

平成31(令和元)年度近江八幡市一般会計補正予算(第9号)については、歳入予算において3月27日に特別交付税および地方譲与税が確定したことにより、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金及び地方交付税と繰入金において財源調整を行ったものである。

以上専決事件について、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、議会の承認を得たく本議案を提出するものである。